

## 宮城県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

### (目的)

第1 県は、指定難病等に係る訪問看護費用交付規則（平成12年宮城県規則第93号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める対象患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図るために、宮城県在宅人工呼吸器使用患者支援事業を行うものとし、その実施については、規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

### (実施方法)

第3 県は、本事業を行うのに適当な医療機関及び訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。

2 知事は、あらかじめ所管する医療機関及び訪問看護ステーション等医療機関に対して本事業の実施への協力を依頼するとともに、本事業の主治医が所属する医療機関と様式1-1により訪問看護指示書作成に係る委託契約を締結するとともに、訪問看護ステーション等医療機関と様式1-2により訪問看護に係る委託契約を締結するものとする。

3 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ知事に提出するものとする。

### (交付の対象となる訪問看護の範囲)

第4 交付の対象となる訪問看護の範囲は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には、原則として1日につき4回目以降（特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護とする。ただし、当面の間、特例措置として1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーション等医療機関が行う場合の3回目の訪問看護についても含まれるものとする。

2 前項の訪問看護の回数は、原則として受給者1人に対して1週間につき5回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行っても差し支えないものとする。

### (訪問看護費用の額)

第5 訪問看護費用の額は、対象患者1人当たり年間260回を限度として、次により支払うものとする。

(1) 医師による訪問看護指示料 1月1回に限り3,000円

(2) 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1回につき8,450円

(3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 1回につき7,950円

(4) その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額

1回につき 5, 550円

(5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額

1回につき 5, 050円

(6) 特例措置として1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーションが行う場合の3回目の費用

イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額  
1回につき 2, 500円

ロ 准看護師による訪問看護の費用の額  
1回につき 2, 000円

(交付申請における添付書類)

第6 規則第3条に規定する訪問看護費用交付申請書（以下「申請書」という。）には、訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、受給者となろうとする者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）及び特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、同法第5条第1項に規定する指定難病又は当該特定疾患に係る臨床調査個人票及び対象患者の住民票を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第10による申請事項の変更のうち氏名又は住所の変更による申請を行う場合は、主治医及び利用する訪問看護ステーション等医療機関に変更がない場合に限り、訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書、訪問看護計画書、臨床調査個人票の添付を省略できるものとする。  
(申請等の手続)

第7 申請書及び添付書類は、本事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関が取りまとめて、受給者となろうとする者の住所地を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 前項の提出があった保健所長は、受給者となろうとする者について本事業の対象者としての要件や添付書類等の確認を行った上で、知事に進達するものとする。

(申請書の審査)

第8 知事は、第7の申請書を受理したときは、その記載事項及び添付書類を審査し、必要と認める場合は、指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会条例（平成17年宮城県条例第65号）に定める「宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会」の意見を聴くなどして、受給者としての認定又は不認定の決定をするものとする。

(認定等の通知)

第9 知事は、規則第3条第3項の審査の結果、受給者と認定したときは、宮城県在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録認定通知書（様式2）により、受給者と認定しないときは、宮城県在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録不認定通知書（様式3）により、申請者、医療機関及び訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第10 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、再度、申請書及び添付書類を受給者の住所地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

(1) 受給者の氏名又は住所に変更が生じたとき。

(2) 認定を受けた医療機関又は訪問看護ステーション等医療機関が変更になるとき。

(報告)

第111 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、翌月の10日までに受給者別の宮城県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（様式4）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の報告書の写しの患者氏名及び住所を削除した上で、厚生労働省健康局難病対策課宛て送付するものとする。

(訪問看護費用の請求)

第112 第5に規定する訪問看護費用の請求は、次により翌月の10日までに知事に行うものとする。

(1) 訪問看護指示料の請求は、宮城県在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書（様式5）によるものとする。

(2) 訪問看護の費用の請求は、宮城県在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書（様式6）によるものとする。

2 知事は、前項の請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(事業実施上の留意事項)

第113 本事業を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 関係行政機関、医師会等の関係団体、関係医療機関等と連携を図り、その協力を得て事業の円滑な実施に努めること。

(2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮すること。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱（平成10年11月10日施行）及び特定疾患訪問看護治療研究事業事務取扱要領（平成10年11月10日施行）は、平成16年3月31日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に、改正前の宮城県特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた認定に係る手続、処分その他の行為（委託の費用に関するものを除く。）でこの要綱の施行の際現に効力を有するものは、改正後の宮城県特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定によりなされた手續、処分その他の行為とみなす。

3 旧要綱の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新要綱の規定によるものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月27日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の宮城県特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱様式第3号によりなされた報告は、改正後の宮城県特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱様式第3号によりなされた報告とみなす。

3 改正前の宮城県特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱の規定による様式第3号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間改正後の宮城県特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱の規定によるものとみなす。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の宮城県指定難病等訪問看護治療研究事業実施要綱の規定は、平成27年1月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 改正前の宮城県特定疾患訪問看護治療研究事業実施要綱の規定による様式第1号から5号までで取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間改正後の宮城県指定難病等訪問看護治療研究事業実施要綱の規定によるものとみなす。

附 則  
この要綱は、令和5年3月17日から施行する。